

(1)

# 仙南9市町共同歩調

## 障害者自立支援法 激変緩和

十月に本格施行された障害者自立支援法をめぐり、「仙南地域広域行政事務組合」を構成する宮城県南部の九市町は、来年初めから三カ年、障害福祉サービスの利用者負担を軽減する激変緩和措置を統一水準で、実施する方針を固めた。広域連携の枠組みで協議を重ね、共同歩調で踏み切るのは宮城県で初めて、東北でも異例の取り組み。

### 来年初めから3カ年

河原、村田、柴田、川崎、丸森の七町。事務組合と居宅介護や重度訪問介護として五月、利用者希望の障害程度を判定する「市町村審査会」を設置したほか、利用料の原則一割負担などに苦しむ障害者の実態について各首長が認識で一致していた。

十月の事務組合理事会で、風間康晴白石市長が提案。担当課長会議を回開いて具体策を詰めた。本年度の事業費は、各市町が補正予算を組んで確保する。

河原、村田、柴田、川崎、丸森の七町。事務組合と居宅介護や重度訪問介護として五月、利用者希望の障害程度を判定する「市町村審査会」を設置したほか、利用料の原則一割負担などに苦しむ障害者の実態について各首長が認識で一致していた。

十月の事務組合理事会で、風間康晴白石市長が提案。担当課長会議を回開いて具体策を詰めた。本年度の事業費は、各市町が補正予算を組んで確保する。

## 07年度 50%負担軽減

望者が市町村審査会に申請した件数は十一月現在、三百十九件。

事務組合理事長の佐藤清吉角田市長は「二市七町が共同歩調で対応できたのは意義深い。県南では合併が進まなかったが、皆で協力できることは実行するという態度の表明でもある」と話す。

寛野秀雄川崎町長は「利用者の一割負担は重い。激変緩和が実施される三カ年のうちに、国が制度を改善することを期待したい」と指摘する。

宮城県では仙台、石巻、松島、女川など十一市町が独自に軽減措置を導入している。